

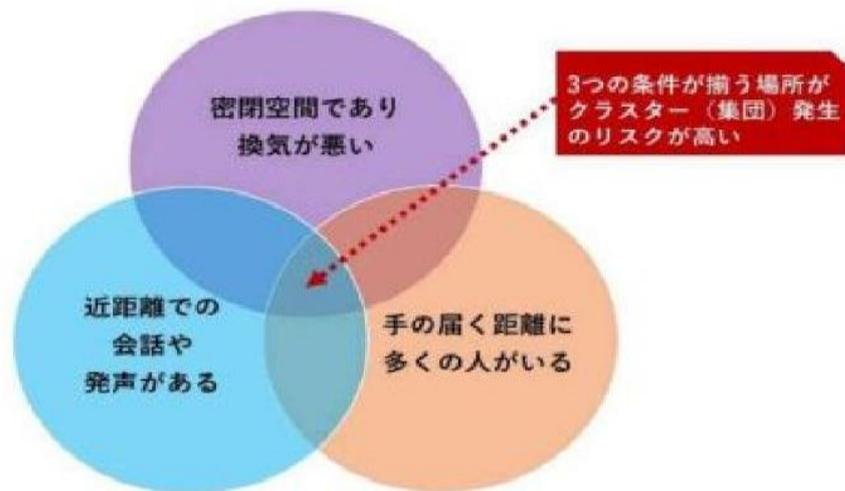
コロナ禍における
自然の教室実施ガイドライン
(冬季)

令和3年12月
館岩少年自然の家

<全ての活動に共通して配慮すべき事項>

重要ポイント①

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で示されている3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避ける。



重要ポイント②

基本的な感染症対策を徹底する。

- 手洗い（ウイルスを持ち込まない、持ち出さない）
- マスク（自分を守る、相手を守る）
- 換気（密閉空間を作らない）

1. 基本的な考え方

- ・実施に当たっては、生徒及び保護者に対して理解が得られるよう、丁寧な対応をすること。
- ・本ガイドラインに記載していない事項については、さいたま市教育委員会「令和2年度 修学旅行等実施におけるガイドライン」に則って実施すること。

2. 自然の教室実施における判断基準

- ・実施に当たっては、「さいたま市立小・中学校が行う校外における行事の実施基準」によること。ただし、参加率（85%）が下回る場合、校長は教育委員会と協議をし、実施について判断すること。
- ・実施前に、新型コロナウイルス感染症の陽性者等が判明した場合については、「5. 自然の教室の実施を見合わせる場合」に基づくこと。

3. 実施計画作成上の留意点

- ・学校は、本ガイドライン、「実施計画作成資料※1」「活動プログラム指導資料※2」等を基に、自然の教室実施中の新型コロナウイルス感染症防止対策に努めること。
- ・実施の在り方や感染症防止対策について、自然の家との打合せ等により十分に情報を収集し、その内容を踏まえた上で時間や活動環境にゆとりのある実施計画を作成すること。
- ・医療的ケアが日常的に必要な生徒や基礎疾患等のある生徒については、事前調査に加えて、新型コロナウイルス感染症による重症化リスクの可能性も事前に把握し、該当生徒の保護者及び主治医や学校医、医療的ケア指導医に相談の上、参加の方法について検討すること。

4. 自然の教室の実施における感染予防対策等

（1）実施前

- ・学校は、実施について保護者に対して丁寧な説明を行った上で、「参加確認書」※2（別紙1）により、保護者の了解を得ること。
 - ・出発の2週間前から体調の管理に十分配慮するよう事前指導を行うこと。
 - ・同居の家族を含め、生徒の検温と健康観察を徹底すること。
 - ・生徒や同居家族に発熱や体調不良が見られる場合は、直ちに学校へ知らせること。
 - ・出発当日も検温と健康観察を行い、発熱や体調不良の場合は自然の教室の参加はできないことを指導すること。
 - ・生徒の食事アレルギーや既往症の事前調査を行うこと。
- ※実施に当たっては、（別紙1・2・3）※2を参考にすること。

（2）集合時・解散時

- ・マスクを着用し、会話は控えること。
- ・可能な限り開放した広い場所を確保し、集合の方法、隊形、移動方法や経路について、十分余裕を持たせること。
- ・点呼や注意指導等は短時間で行うこと。

※1 令和3年11月上旬（中学校）S-net ライブラリに掲載

※2 令和3年11月上旬（中学校）S-net ライブラリに掲載

(3) 自然の家への移動中

- ・マスクを着用し、会話は控えること。

※バス車内では、バス会社が示すバス車内での過ごし方に準じること。

(4) 活動中

- ・「活動プログラム指導資料」等を基に、自然の教室実施中の新型コロナウイルス感染防止対策に努めること。
- ・活動前、活動後に手洗い、手指の消毒等を行うこと。
- ・グループ活動中においても、「密を避ける行動」に留意すること。
- ・検温、健康観察を活動計画に適切に位置付け、体調変化の逐次把握や医療機関受診の必要性について適切に判断できるようにすること。
- ・運動負荷を考慮したマスク着用・感染予防計画を作成すること。
- ・使用した用具等は、学校職員が消毒をすること。

(5) 宿泊時

- ・朝、夕に検温・健康観察を必ず実施し、生徒の体調変化の逐次把握に努めること。
- ・利用施設は可能な限り換気に努めること。

※冬季は朝晩、気温の低下があるため室温の様子で判断すること。

- ・こまめな手洗い、手指の消毒等を行うこと。
- ・食堂や大浴場、体育館等の人が集まる場所では、隊形や距離を工夫し感染予防等に努めること。
- ・入浴については、浴場の換気を十分に行い、同時に利用する人数を制限すること。
- ・食事や入浴、宿泊室利用時等、生徒が係活動を行う際には、活動前に健康状態の把握と手洗い、手指の消毒等、衛生管理を行うこと。
- ・基本的に食事・入浴・就寝の時間以外は、マスクを着用すること。また、障害のある生徒については一人ひとりの状態に応じて対応すること。
- ・マスクを外す場面での会話は控えること。
- ・利用した宿泊棟の大勢がよく手を触れた高頻度接触部位（ドアノブや手すり、スイッチなど）パーテーションは、適宜学校職員が消毒をすること。

(6) 実施後

- ・引き続き検温を実施する等、生徒及び引率した学校職員の健康状態の経過観察を行うこと。
- ・実施後に陽性者や濃厚接触者が判明し、感染が自然の教室実施期間中であることが推定される場合、学校は教育委員会、自然の家に連絡すること。

(7) 実施中に発熱者及び陽性者・濃厚接触者が発生した場合

- ・発熱者が発生した場合は、隔離・救急処置をし、コロナ感染症受診・相談センター、保健所、医療機関、自然の家と相談し、指示を仰ぐこと。
- ・発熱者及び陽性者・濃厚接触者については、保護者が迎えに来ることを原則とすること。
(受診・相談センターの指導により、発熱等の場合はかかりつけ医院で診察を受けること。)

(8) 学校で用意するもの（自然の家でも購入可）

- ・予備マスク、ティッシュ
- ・ビニール袋、ビニール手袋
- ・除菌シートまたは消毒液と布巾

(9) その他の配慮事項

- ・実施の有無にかかわらず、日頃から「感染者、濃厚接触者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されない」という高い意識を持ち、生徒への指導を行うこと。
- ・出発前の荷物整理は、使用日・使用時に応じて袋等で小分けすること。

5. 自然の教室の実施を見合わせる場合

- (1) 生徒・学校職員が新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者と判明され、実施日に学校が「臨時休業」または、該当学年が「学年閉鎖」となった場合
※自然の教室実施予定日より前に「臨時休業」・「学年閉鎖」の期間が終了し、保健所が、該当学年の生徒に感染の恐れがないと判断した場合は実施可能
- (2) 該当学年の生徒・学校職員が PCR 検査等を受診して、検査結果の判明が自然の教室期間中となる場合
- (3) 該当学年の生徒・学校職員が陽性者や濃厚接触者と判明され、保健所が濃厚接触者の判定をしている間に自然の教室期間となる場合
- (4) 自然の家の利用者（自然の教室実施中である学校の生徒・学校職員、自然の家職員等）が新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者と判明された場合
- (5) 自然の教室期間中に緊急事態宣言が発出されている場合
※上記以外の場合でも、教育委員会、自然の家の判断により実施を見合わせることもある。
※日程等の都合により代替措置はとれない。

6. キャンセル料について（学校が中止を判断した場合）

旅行会社（バス代金） 食堂業者（食事代金・活動プログラム代金）

実施15日前まで…キャンセル料金は発生しない

（以下学校負担金が発生する）

実施14日前から8日前まで…全額の20%に相当する額

実施 7日前から2日前まで…全額の30%に相当する額

実施前日から …全額の50%に相当する額

スキー場（食事代金）

実施計画作成資料P72に詳細を記載

7. 感染症対策に伴う料金変更（値上げ）について

リネン代金 …通年：コロナ対策シート導入のため

食事代金 …通年：コロナ対策食堂運営のため（消毒液等常備）

※具体的な料金変更については「実施計画作成資料※1」に記載する。

※1 令和3年11月上旬（中学校）S-net ライブラリに掲載

8. 館内コロナウイルス対策について (写真)



宿泊棟：ベッドとベッドの間のパーテーション



宿泊棟：定期的な換気（常時換気を推奨）



寝具：シーツは首元の両側を縫い感染予防対策



手洗い場：ソーシャルディスタンスの徹底（掲示）



食堂：テーブルパーテーション設置



食堂：ソーシャルディスタンスの確保、対面にならないような体の向きの設定



浴場：定期的な換気（常時換気を推奨）



脱衣所：定期的な換気



脱衣所：着替えを袋に入れ衣服がつかないようにし、間隔をあけて使用



館内：消毒ディスペンサー6台所有



貸出：非接触型体温計6台所有



食堂：飛沫防止用ビニールシートの設置



リネン室：飛沫防止用ビニールシートの設置



スキーウェア使用後除菌処置後3日間保管



グローブ、キャップは使用后、すべて洗濯



スキーブーツ使用后除菌処置後3日間保管